

<第21回桜美林大学大学アドミニストレーション公開研究会>

SD 義務化、職員の役割の高度化、 教職協働の法制化をどう生かすか。

今年度より大学設置基準が改訂され、SDが義務化(同42条の3)、職員の役割も「事務を処理する」から「事務を遂行する」(同41条)、「事務をつかさどる」(「学校教育法」37条14項)に改訂され、大学設置基準第2条の3で教職協働が法制化されました。大学職員の成長や職員の大学運営参加にとって大きな意味を持つ改訂で、今後厳しさを増す中で大学の改革推進や職員の育成・成長に大きな影響を与えるものと思われます。

これらの改訂の意義、職員の学びや成長にどう生かすかなどを、桜美林大学大学アドミニストレーション研究科の修了生、在学生、この問題に関心のある皆さんと、今日の大学の現状を踏まえながら、職員のこれからのあるべき姿、桜美林大学大学院における学びの在り方を考えます。

日 時: 2017年10月7日(土) 15:00~17:00

会 場: 桜美林大学四谷キャンパス(千駄ヶ谷)1階ホール(SY101)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-1-12 TEL:03-5413-8261

プログラム:

- | | | | |
|-------------|---------------------------------------|------------------------------|-------|
| 15:00 | 開会 | 大学アドミニストレーション研究科通信教育課程主任・教授 | 鈴木 克夫 |
| 15:05~15:20 | 開会挨拶 | | |
| | | 大学院部長、大学アドミニストレーション研究科長・教授 | 山本 眞一 |
| 15:20~16:00 | 法改訂の意義・評価、各大学の現状と今後の課題・在り方について報告・問題提起 | 淑徳大学、大学アドミニストレーション研究科修了生 | 荒木 俊博 |
| | | 熊本学園大学(日本私立学校振興・共済事業団派遣研修中)、 | |
| | | 大学アドミニストレーション研究科修了生 | 吉田光太郎 |
| 16:00~16:15 | まとめ | | |
| | | 大学アドミニストレーション研究科通学課程主任・教授 | 篠田 道夫 |
| 16:15~16:55 | パネルディスカッション | 司会 | 篠田 道夫 |
| 16:55~17:00 | 閉会挨拶 | | 鈴木 克夫 |

同日、大学院説明会 開催

同日(13:00~14:30)、大学院説明会が開催されます。大学アドミニストレーション研究科への入学を検討中の方、関心のある方はお気軽にご参加ください。

【参加申込・問い合わせ先】

桜美林大学 四谷キャンパス(千駄ヶ谷)

E-mail: g-schl-s@obirin.ac.jp 【問い合わせ】TEL: 03-5413-8261

※氏名、勤務先、所属、連絡先(電話、メールアドレス)を明記の上、件名を「アド公開研究会申込(個人氏名)」としてお申し込みください。

※大学院説明会への参加申し込みは、以下のサイトからお願いします。

http://www.obirin.ac.jp/postgraduate/information_of_entrance_examination/explanatory_meeting/index.html